

# 今月の税務トピックス

## (退職所得課税の適正化)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

### はじめに

退職所得については、長期間にわたる勤務の対価（給与）が一時期にまとめて後払いされるものであること及び退職後の生活保障的な所得であること等が考慮され、退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額とすることにより、累進税率が緩和され、税負担の平準化が図られる（以下「2分の1課税」といいます。）措置が採られています。

ただし、平成24年度税制改正では、短期間のみ在職することが当初から予定されている法人役員等が、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例が指摘されていたことから、勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得の2分の1課税が廃止されました。

令和3年度税制改正では、法人の役員等以外についても勤続年数5年以下の短期間で支払われる退職金について、平準化の趣旨にそぐわない、特に高額な支給実態を踏まえて、法人役員等以外の従業員に対する退職所得課税の適正化が行われました。

本稿では、法人の役員以外の従業員に対する退職所得課税の適正化の概要とその実務上の留意点について解説します。

### I 令和3年度税制改正

その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者下での勤続年数が5年以下である者がその退職手当等の支払者からその勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの（以下「短期退職手当等」といいます。）に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1課税措置が廃止されます（所法30④）。

そこで、短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算は、次の〔算式〕によって計算されます（所法30②）。

### 〔算式〕

- ① 短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合

退職所得の金額＝（その年中の退職手当等の収入金額－退職所得控除額）×1/2

- ② 上記①以外の場合

イ 150万円

ロ 短期退職手当等の収入金額から300万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額

ハ 退職所得の金額＝イ＋ロ

### II 適用関係

上記Iの改正は、令和4年分以後の所得税について適用され、令和3年分以前の所得税については、なお従前の例によることとされます（令和3年改正法附則5）。

### おわりに

法人の役員等以外の者については、近年の雇用の流動化等に配慮して、退職所得控除額を除いた支払額300万円までは引き続き2分の1課税の平準化措置が適用されます。そこで、勤続年数が5年の場合は、500万円以上の退職金が出ると上記Iに掲げる改正の影響を受けます。これは、「平成30年退職金・年金に関する実態調査（日本経済団体連合会）」における勤続年数5年のモデル退職金の額である126.7万円（大卒・会社都合）を大幅に上回る水準となっています。

また、上記Iに掲げる改正に伴い、短期退職手当等と短期退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項等も見直されています。具体的な改正内容の詳細は「短期退職手当等Q&A（令和4年1月改正：国税庁ホームページ）」を参照して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。